

## 防災+『強靱』まちづくりへ

「国土強靱化地域計画」づくりが求められています。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年12月11日法律第95号）により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるため、国は国土強靱化基本計画を策定しており、県及び市町村は国の基本方針と調和を図りながら「国土強靱化地域計画」を策定することが求められています。

この地方では、愛知県、岐阜県が国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）の策定を進めており、今後、市町村での策定が必要になってくると考えられます。

地域強靱化計画では、「リスク（最悪の事態）への対応方策」と「対応方策の重点化、優先順位位置づけ」を整理しますが、これらの内容は地域の総合的なまちづくり方策と不可分のものであり、地域振興策や少子高齢策、公共施設等の活用策、地域コミュニティ健全化・活用策等と一体的・総合的な取組みが必要であると考えます。

### <地域強靱化を計画的に進める主なメリット>

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、地域強靱化を計画的に推進する主なメリットを整理すると以下の点があります。

メリット1：最悪の事態を想定し、それに対応できる施策の計画と対応を実施することにより、どのような災害等がおこっても、被害の大きさを小さくできます。

メリット2：市町村での上記の取組みは、国土全体の強靱化を図るうえで重要であり、今後、地域強靱化計画に基づく施策実施に対して、国からの支援措置が適切に実施されると予想されます。（「内閣官房国土強靱化推進室は、地域強靱化計画に基づく施策が計画的・効果的に推進され、PDCA サイクルを通じた取組みの見直しが適切に行われるよう、常にフォローアップを行い、関係府省庁の協力を得つつ、必要な支援を行う。」としています。）

メリット3：自然災害などへの適切な対応を図ることは、地域の持続的な成長を促すものであり、地域強靱化計画およびそれに基づく取組みを国内外に周知・広報することにより、地域イメージの向上が図れます。  
(人口定住・企業誘致・観光客の増加等に有効に活用できると考えられます。)

## ＜地域強靱化計画の策定方法の概要＞

(「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」をもとに整理)

### 1. 策定体制

#### (1) 市町村内に体制をつくる

強靱化計画の内容は多岐にわたるほか、それぞれの施策の連携も必要であることから、関係者による横断的な検討体制が必要です。

#### (2) 関連する団体・主体等との連携・協力

強靱化計画に基づく取組みは行政内部の組織で完結できるものではないため、民間事業者や各種関係団体および周辺市町村等との連携・協力を図ることのできる体制づくりが必要です。

#### (3) 住民の参加と専門家の知見の活用

地域住民の参加や専門家などによる客観性の確保が必要です。

#### (4) 地域強靱化計画に関する手続き

基本法による定めはありませんが、議会への報告などによる周知・計画担保が望まれます。

### 2. 基本的な進め方

#### (1) 地域を強靱化する上での目標の明確化

#### (2) リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

#### (3) 脆弱性の分析・評価、課題の検討

#### (4) リスクへの対応方策の検討

#### (5) 対応方策について重点化、優先順位付け

当社は、地域防災計画、総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、まちひとしごと創生総合戦略等と「地域強靱化計画」を一体的な『まちづくり総合計画体系』と位置付け、総合的なまちづくりの取組みを提案・支援致します。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当

TEL ; 0568-73-1085

FAX ; 0568-73-1099

e-mail ; hasegawa\_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、

「頼れる！まちづくりのパートナー」としての

『コミュニティ・コンサルタント』

を目指しています。



株式会社 石田技術コンサルタンツ